

発議案第 26 号

鴨川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 17 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 佐藤 和幸

鴨川市議会委員会条例の一部を改正する条例

第 1 条 鴨川市議会委員会条例（平成 17 年鴨川市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号ア中「企画総務部及び会計課」を「企画政策課、総務課、財政課、税務課、危機管理課、会計課及び天津小湊支所」に改め、同項第 2 号ア中「建設経済部」を「農林水産課、商工観光課、都市建設課及びスポーツ振興課」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同項第 3 号ア中「市民福祉部」を「市民生活課、環境課、健康推進課、福祉課及び子ども支援課」に改める。

第 2 条 鴨川市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「総務常任委員会」を「総務建設経済常任委員会」に、「6 人」を「8 人」に改め、同号ア中「及び天津小湊支所」を「、天津小湊支所、環境課、農林水産課、商工観光課及び都市建設課」に改め、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 農業委員会の所掌に関する事項

第 2 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「6 人」を「8 人」に改め、同号ア中「、環境課」を削り、「及び子ども支援課」を「、子ども支援課及びスポーツ振興課」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「9 人」を「8 人」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「9 人」を「8 人」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「前項第 1 号から第 3 号まで」を「前項第 1 号又は第 2 号」に、「第 4 号又は第 5 号」を「第 3 号又は第 4 号」に改める。

第 4 条第 2 項中「7 人」を「6 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第 1 条の規定による改正前の鴨川市議会委員会条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する総務常任委員会、同項

第2号に規定する建設経済常任委員会又は同項第3号に規定する文教厚生常任委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ第1条の規定による改正後の鴨川市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第1号に規定する総務常任委員会、同項第2号に規定する建設経済常任委員会又は同項第3号に規定する文教厚生常任委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員となるものとする。この場合において、改正後の委員会の委員長、副委員長又は委員の任期は、新条例第3条第1項又は第9条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の改正前の委員会の委員長、副委員長又は委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 第1条の規定の施行の際現に改正前の委員会において審査中の事件については、新条例第2条第1項の規定によりその事件を所管することとなる改正後の委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。